障がい福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護) 重要事項説明書

サービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

名和	弥・	法人	の種	复别	社会福祉	法人	大垣市社会福祉協議会
代	表	者	氏	名	会長	今川	喜章
所		在		地	大垣市馬:	場町	124
連		絡		先	電話:05	84-7	78-8182 FAX: 0584-81-6200
設	立	年	月	日	昭和 50 年	年3月	4日

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事	業		所		名	大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室
サ	— Ľ	、ス	の	種	類	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
所		在			地	大垣市今宿 5-1-4 在宅福祉サービスステーション
連		絡			先	電話:0584-75-3303 FAX:0584-75-3394
指定	足年月	日・	事業	所番	号	平成 8年 0月 日 指定 2 2 0 0 0 9 0
管	理	者	E	夭	名	菱田 英香
実	施		地		域	大垣市

(2) 事業の目的と運営の方針

事	業	の	目	的	利用者の心身の特性を踏まえ、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるようサービスを提供する。
運	営	Ø	方	針	事業所は、障害者総合支援法令の定めに基づき、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. サービスの対象者

居	į		介		護	身体障がい者・知的障がい者・障がい児(身体に障がいのある児 童・知的障がいのある児童)・精神障がい者				
重	度	訪	問	介	護	身体障がい者・障がい児(身体に障がいのある児童のみ)				
同	,	行	摇		摇		援		援護	視覚障がいを有する身体障がい者
1.2	ויי זו]久		叹	視覚障がいを有する障がい児(身体障がいのある障がい児のみ)				

4. サービスの内容

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

					利用者の身体に直接触れ行う介助や日常生活を営むのに必要な機
	身 体	介	護	能を高めるための介助などの専門的な援助を行います。	
=	3	14 15		例)起床・就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、清拭、	
					更衣介助、入浴介助、服薬介助、通院・外出介助など

家	事	援	助	家事を行うことが困難な利用者に対し、家事の援助を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物、受薬、衣類の整理など		
重	度訪	問介	護	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者につ き、居宅で入浴、排泄又は食事の介護等の便宜及び外出における 移動中の介護を総合的に行います。		
同	行 援		護	・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援 (代筆・代読含む) ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助		
その	その他生活等に関する相談や助言をいたします。					

5. 営業日時

営	業日		日	月曜日から日曜日まで
営	業	時	間	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
占	木	H41	l¤1	ただし、必要に応じて深夜帯も対応可能です。

6. 職員の体制

職種	常勤	非 常 勤
管理者・サービス提供責任者	I	
サービス提供責任者	2	
訪問介護員	3	38

7. 利用料

- (I) 基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、利用者負担金は、基本利用料 全体の I 割の額とします。ただし、定率負担又は利用者負担額の軽減等が適用される 場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。
- (2) 基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

8. 支払い方法

当月の利用料を、毎月翌月 28 日に口座引き落としの方法でお支払いください。これにより 難い場合は別の方法で対応いたします。

9. 緊急時における対応方法

訪問介護員は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、 速やかに主治医に連絡するほか、管理者に報告する等の必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

訪問介護員は、サービスの提供中に事故が発生したときは、速やかに管理者に連絡の上、その指示に従うものとします。また、管理者は、利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

| 1. 虐待の防止

利用者の人権を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止に必要な措置を講じます。

12. 損害賠償について

事業所の責任により利用者に生じた損害については、全国社会福祉協議会「総合補償プラン」により補償いたします。

13. 苦情の受付

(I) 苦情・相談受付

苦	情	申	1	出	窓				大垣市社会福祉協議会 馬場町 24 電話:0584-78-8 82
苦	情	解	決	責	任	者	大橋	奈麻輝	(社会福祉協議会事務局長)
苦	情	受	付	担	当	者	小倉	隆司	(社会福祉協議会経営企画課長)
							廣瀬	好男	(連絡先:0584-81-2869)
第	Ξ	<u> </u>	者		委	員	平下	和代	(連絡先:058-272-3872)
							大野	耕司	(連絡先:058-278-3602)

(2) 苦情解決の方法

	面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け	
苦 情 受 付	付けます。また、第三者委員に直接苦情を申し出ること	
	ができます。	
	苦情受付担当者が受けた苦情は、苦情解決責任者と第三	
	者委員に報告いたします。ただし、苦情申出人が、第三	
苦情受付の報告・確認	者委員への報告を拒否された場合は、その報告は行いま	
古旧文门》和古一堆心	せん。	
	また、第三者委員は、苦情の内容を確認し、苦情申出人	
	に対して、報告を受けた旨の通知を行います。	
	苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合	
	い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委	
	員の助言や立ち合いによる話し合いは、次により行いま	
苦情解決のための話し合い	す。	
	ア. 第三者委員による苦情内容の確認	
	イ. 第三者委員による解決案の調整、助言	
	ウ. 話し合いの結果や改善事項の確認	

(3) 解決が困難な苦情についての窓口

本事	事業所で解決できない			ない	岐阜県社会福祉協議会内運営適正化委員会				
苦	情	の	相	談	住所:岐阜市下奈良 2-2-1 電話:058-278-5136				

(4) 行政機関その他苦情受付機関

大垣市役所障がい福祉課	住所:大垣市丸の内 2-29	電話:0584-81-4111
岐阜県国民健康保険団体連合会	住所:岐阜市下奈良 2-2-1	電話:058-273-1111

14. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービスは、複数の訪問介護員が交替して提供します。
- (2) サービスの提供に必要な備品等(電気・水道・ガスを含む)は、無償で使用させていた だきます。
- (3) 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早め に、当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

担当者

事業所 住 所 大垣市馬場町 124

事業者名 社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会

代表者名 会長 今川 喜章

電話番号 (0584) 78-8182

大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室 大垣市今宿 5-1-4 在宅福祉サービスステーション (0584) 75-3303

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け同意しました。

上記代理人(代理人を選定された場合)

住 所 氏 名 電話番号

即

印

立会人 住 所

氏 名

即

電話番号

※立会人は必要に応じて選定していただくとともに、契約内容を確認し、緊急時等に利用者の立場に立って、事業所との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人の方は契約上の法的な義務等を負うものではありません。